

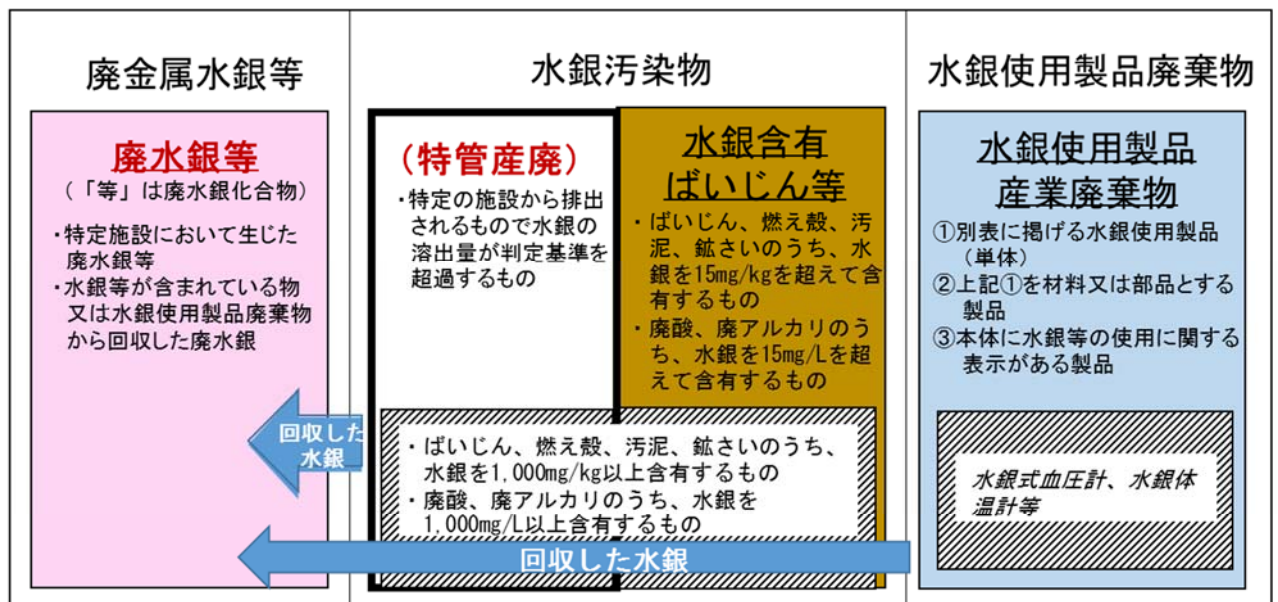
水銀廃棄物の適正処理について、新たな対応が必要になります。

「水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止」を目的とした「水銀に関する水俣条約」が平成29年8月16日に発効されました。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）においても、平成29年10月1日から、水銀廃棄物について新たな対応が必要になりました。

廃棄物処理法施行令改正により、新たに「廃水銀等」、「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」が定義され、「保管」、「処理の委託」、「収集運搬」、「処分・再生」において必要な措置が定められました。


また、平成31年3月3日から、水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品及びあらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品が追加され、廃水銀等を排出する特定施設の改正がされました。



下線：水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正（平成27年）により新たに定義されたもの

赤文字：特別管理産業廃棄物

斜体：例示

 水銀回収義務付け対象

平成31年3月

石川県 生活環境部 廃棄物対策課

1.水銀使用製品産業廃棄物について（産業廃棄物）

(1)水銀使用製品産業廃棄物の対象

区分①：水銀使用製品のうち表に掲げるもの

区分②：①の製品の組込製品（表に×印のあるものに係るものを除く）

区分③：水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品

1	水銀電池		24	水銀抵抗原器	
2	空気亜鉛電池		25	差圧式流量計	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるもの）	×	26	傾斜計	
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	×	27	水銀圧入法測定装置	
5	HIDランプ（高輝度放電ランプ）	×	28	周波数標準機	×
6	放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを除く）	×	29	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
7	農薬		30	容積形力計	
8	気圧計		31	滴下水銀電極	
9	湿度計		32	参照電極	
10	液柱形圧力計		33	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	
11	弾性圧力計（ダイヤフラム式のもの）	×	34	握力計	
12	圧力伝送器（ダイヤフラム式のもの）	×	35	医薬品	
13	真空計	×	36	水銀の製剤	
14	ガラス製温度計		37	塩化第一水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×	38	塩化第二水銀の製剤	
16	水銀体温計		39	よう化第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		40	硝酸第一水銀の製剤	
18	温度定点セル		41	硝酸第二水銀の製剤	
19	顔料	×	42	チオシアン酸第二水銀の製剤	
20	ボイラ（二流体サイクルに用いられるもの）		43	酢酸フェニル水銀の製剤	
21	灯台の回転装置				
22	水銀トリム・ヒール調整装置				
23	放電管（水銀が目視で確認できるものに限る。放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを含む。）を除く。）	×			

注）No. 19の顔料は、塗布されるもの限り×印に該当する
赤字：平成30年の施行規則改正により追加されるもの

(2)水銀回収義務付け対象となる水銀使用製品産業廃棄物

1	スイッチ及びリレー	13	水銀トリム・ヒール調整装置
2	気圧計	14	放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを含む。）を除く。）
3	湿度計	15	差圧式流量計
4	液柱形圧力計	16	浮ひょう形密度計
5	弾性圧力計※	17	傾斜計
6	圧力伝送器※	18	積算時間計
7	真空計	19	容積形力計
8	ガラス製温度計	20	ひずみゲージ式センサ
9	水銀充満圧力式温度計	21	滴下水銀電極
10	水銀体温計	22	電量計
11	水銀式血圧計	23	ジャイロコンパス
12	灯台の回転装置	24	握力計

赤字：平成30年の施行規則改正により追加されるもの

※：平成30年の施行規則改正により「（ダイヤフラム式のものに限る。）」を削除

(3)必要な措置

追加された処理基準等

項目	必要な措置
処理の委託	<ul style="list-style-type: none">「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた者に委託水銀回収が義務づけられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置
収集・運搬	破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬
処分・再生	<ul style="list-style-type: none">水銀又はその化合物が大気中に飛散しないような措置水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった水銀を分離する方法により、水銀を回収安定型最終処分場への埋立は行わないこと

水銀使用製品産業廃棄物であることの情報の伝達

情報媒体	必要な記載事項
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること 注)平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要です。
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること 注)平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はありません。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること、また、その数量
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること
帳簿	全ての項目について、「水銀使用製品産業廃棄物」に係るものを明らかにすること

2. 水銀含有ばいじん等について

(1) 水銀含有ばいじん等の対象

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を15mg/kgを超えて含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^{注)} を15mg/Lを超えて含有するもの

* 水銀汚染物のうち、従来からの特別管理産業廃棄物に該当するものは、「水銀含有ばいじん等」には該当しない
注) 水銀化合物に含まれる水銀を含む

(2) 水銀回収義務付け対象

廃棄物の種類	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^{注)} を1,000mg/L以上含有するもの

* 水銀汚染物のうち、従来からの特別管理産業廃棄物に該当するものは、「水銀含有ばいじん等」には該当しない
注) 水銀化合物に含まれる水銀を含む

(3) 必要な措置

追加された処理基準等

項目	必要な措置
処理の委託	<ul style="list-style-type: none"> 「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受けた者に委託 水銀回収が義務づけられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託
処分・再生	<ul style="list-style-type: none"> 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように措置 水銀回収の対象となる水銀含有ばいじん等については、ばい焼設備によりばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収

水銀含有ばいじん等であることの情報の伝達

情報媒体	必要な記載事項
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」が含まれること 注) 平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要です。
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」が含まれること 注) 平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はありません。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること
帳簿	「水銀含有ばいじん等」に係るものを明らかにすること

3. 水銀を含む特別管理産業廃棄物

(1) 水銀を含む特別管理産業廃棄物の対象

廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の対象	水銀回収義務の対象
鉍さい、ばいじん、汚泥	特定の施設から排出されるもので、水銀の溶出量が0.005mg/Lを超えるもの	水銀 ^{注)} を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	特定の施設から排出されるもので、水銀の含有量が0.05mg/Lを超えるもの	水銀 ^{注)} を1,000mg/L以上含有するもの

注) 水銀化合物に含まれる水銀を含む

(2) 水銀回収義務の対象となる特別管理産業廃棄物に関する新たな措置

水銀回収義務の対象となる特別管理産業廃棄物について、これまでの水銀を含む特別管理産業廃棄物の措置に加え、新たに以下の措置が必要となります。

項目	必要な措置
処分・再生	<ul style="list-style-type: none">・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。・水銀回収の対象となる特別管理産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又はその他の加熱加工により水銀を回収すること。

4. 廃水銀について（特別管理産業廃棄物）

(1) 廃水銀等の対象

- ①以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品に封入されたものを除く）

1 水銀若しくは水銀化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設	6 大学及びその付属試験研究機関	9 保健所
2 水銀使用製品の製造の用に供する施設	7 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所	10 検疫所
3 灯台の回転装置が備え付けられた施設	8 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設	11 動物検疫所
4 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設		12 植物防疫所
5 国又は地方公共団体の試験研究機関		13 家畜保健衛生所
		14 検査業に属する施設
		15 商品検査業に属する施設
		16 臨床検査業に属する施設
		17 犯罪鑑識施設

下線：平成29年の施行規則改正により追加されるもの

赤字：平成30年の施行規則改正により追加されるもの

- ②水銀若しくは水銀化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

(2) 必要な措置（最終処分に係る措置を除く）

項目	必要な措置
保管・積替え	<ul style="list-style-type: none"> ①飛散、流出又は揮発の防止のための措置 ②高温にさらされないための措置 ③腐食防止措置

項目	必要な措置
中間処理	<p>【硫化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀の純度を高める ・産業廃棄物処理施設の許可を受けた硫化施設において粉末硫黄により硫化 <p>【固型化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硫化水銀を改質硫黄により固型化 ・改質硫黄固型化物は、「金属等を含む廃棄物の固型化等に関する基準（昭和52年環境庁告示第5号）」に定める強度、大きさ、形状を満たすこと